



入札案内書

別紙公告のとおり、第1回立木資格付一般競争入札を施行します
ので添付の入札条件も併せ参照のうえ、入札にご参加ください。

入札及び開札の日時

令和5年 5月25日(木) 10時00分締切 即時開札



岩手南部森林管理署 遠野支署



住所： 〒028-0515 岩手県遠野市東館町7番39号

TEL： 0198-62-2670 (NTT回線)

： 050-3160-5925 (KDDI-IP)

<立木現地案内>

売払番号	案内日時	集合場所	案内者	備考
1~3	令和5年5月18日(木) 午前9時30分	遠野市附馬牛町 下附馬牛12地割67-2 附馬牛森林事務所	附馬牛森林事務所森林官 神 克彦 森林整備官 外柳 剣太	TEL 附馬牛森林事務所 0198-64-2024 TEL 遠野支署 0198-62-2670
4	令和5年5月18日(木) 午後1時	遠野市綾織町 上綾織1地割14 千葉家曲り家前駐車場	宮守森林事務所森林官 栃木 玲	TEL 宮守森林事務所 0198-67-2022

立木販売情報は

こちら



立木公売の公告

(第1回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

令和5年 5月25日(木) 9時45分 受付開始
10時00分 締切 即時開札

2. 入札及び開札の場所 岩手南部森林管理署遠野支署会議室

3. 現地案内

- (1) 日 時 } 別紙<立木現地案内>のとおり
(2) 集合場所 }

4. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合がありますのでご承知おきください。
(3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には「入札書在中」と朱書きし、資格付一般競争参加資格確認通知書の写し又は最寄の森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により令和5年5月24日(水)17時00分までの必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
(2) 送付先は次のとおり
郵便番号 028-0515
住 所 岩手県遠野市東館町7番39号
宛 名 岩手南部森林管理署遠野支署長
(3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 令和5年6月13日(火)までとします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納期限

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
(2) 延納利息は、法令の定めにより1.00%とします。
(3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
(ただし、分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは、別紙特約条項のとおり。
(2) 個別物件に該当するものは、公売物件明細書のとおり。
(3) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件(分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等)を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、岩手南部森林管理署遠野支署(経営・管理等)担当にお問合せ下さい。
なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業林産物売買契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。
詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問合せ願います。

岩手県遠野市東館町7番39号
岩手南部森林管理署遠野支署
総務グループ経理担当又は業務グループ経営担当
問合せ先 TEL 0198-62-2670

令和5年 5月10日

分任契約担当官

岩手南部森林管理署遠野支署長 山田 亨

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書あるいは、一般競争参加有資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。又、本人確認のため、自動車運転免許証・社員証等をあわせて受付に提示し、確認を受けてください。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。
また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 売払物件の熟覧等

別紙の売払物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

4. 入札の方法

- (1) 入札は売払番号ごとに総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。
- (3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申出があっても受理しません。

5. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。
- (2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

6. 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

7. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消し、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

8. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれも無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無いか、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上出した入札又は入札者もしくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

9. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

10. 契約書案

契約書案は、当支署に備えておりますから閲覧ください。

11. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

12. 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

13. 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気付き開札以前に訂正、又は取消しの申出があっても、当該入札書は前項によって入札したものと同見なし、訂正、取消し等は認めません。

14. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。
この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。
15. 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に当該金額の消費税額10%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。
16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。
17. 暴力団排除に関する誓約事項
 - (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
 - (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。
18. その他、別紙特約条項及び公売物件明細書の特記事項によるものとします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

<別紙>

特 約 条 項

「約款」によるほか、この特約条項によるものとする。

1. 買受人（以下「乙」という。）は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。
また、土場敷や道路沿線等に散乱放置することなく、搬出期間内に整理するものとする。
2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 乙は、林道上でのトラクター及び畜力等による集材作業は行わないものとする。
4. 乙は、搬出期間内に売買契約区域内のすべての立木の伐倒・搬出作業を行うものとする。
やむを得ず区域内の一部について伐倒・搬出を行わない場合は、乙は売渡人（以下「甲」という。）に申し出たうえで甲の指示に従うこと。
5. 乙が作設する搬出路、又は土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。
また、その使用を完了した時に甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。
6. 乙は、売払物件の内容及び区域標示・伐採搬出について、伐採搬出等に従事する作業員に対し誤りの生じないように周知徹底させるものとする。
7. 乙は、作業着手前に当該森林事務所森林官あてに入林届、路線計画図及び伐採・搬出に係るチェックリストを提出するものとする。
（チェックリストは遠野支署HP掲載）
8. 乙は、作業終了後に甲に搬出済届及び森林作業道路線図を提出し、跡地検査を受けなければならない。乙は検査の結果、問題があれば補修等の手直しを行わなければならない。
9. 森林作業道及び集材路・土場作設にあたっては、森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書を遵守して作設すること。（遠野支署HP掲載）
10. 乙は、売払い物件に起因して第三者等に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
11. 遠野市、花巻市は岩手県松くい虫被害対策推進計画の被害地域に該当することから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」により伐採時期、処理方法等を実施すること。（アカマツ伐採施業指針は、遠野支署HP掲載）
12. 乙は、埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を甲へ連絡し、指示に従うものとする。
13. 乙は、希少猛禽類等の営巣木を発見した場合は、事業を一時中断し、速やかにその旨を甲へ連絡し協議すること。また、売払い物件周辺において、新たに希少猛禽類等の生息が確認された場合は、事業の一時中断や作業時期の変更等を要することがあり、双方協議の上対応を決定すること。
14. 乙による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、乙の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を講じなければならない。
15. 「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）（遠野支署HP掲載）
「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（遠野支署HP掲載）

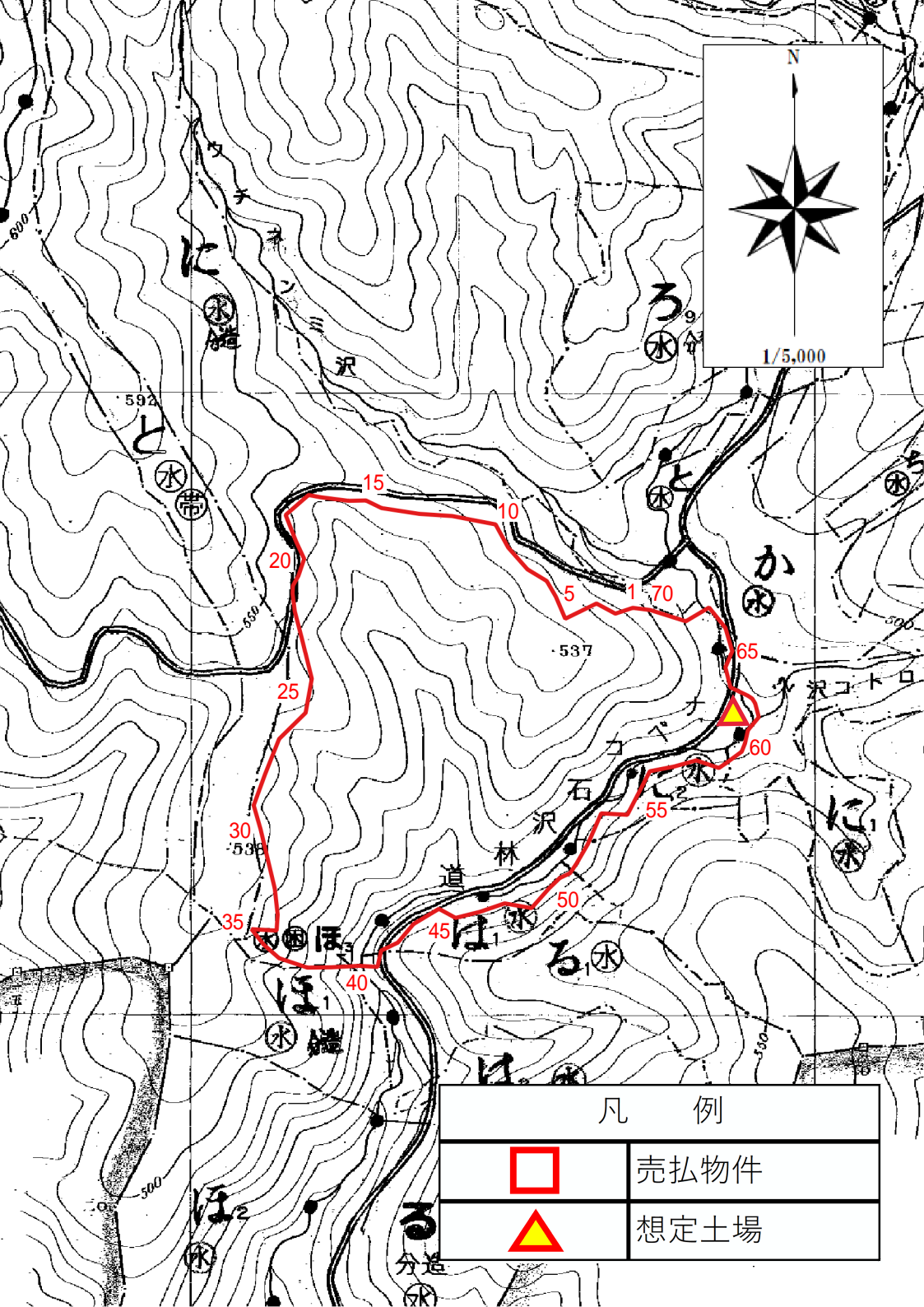
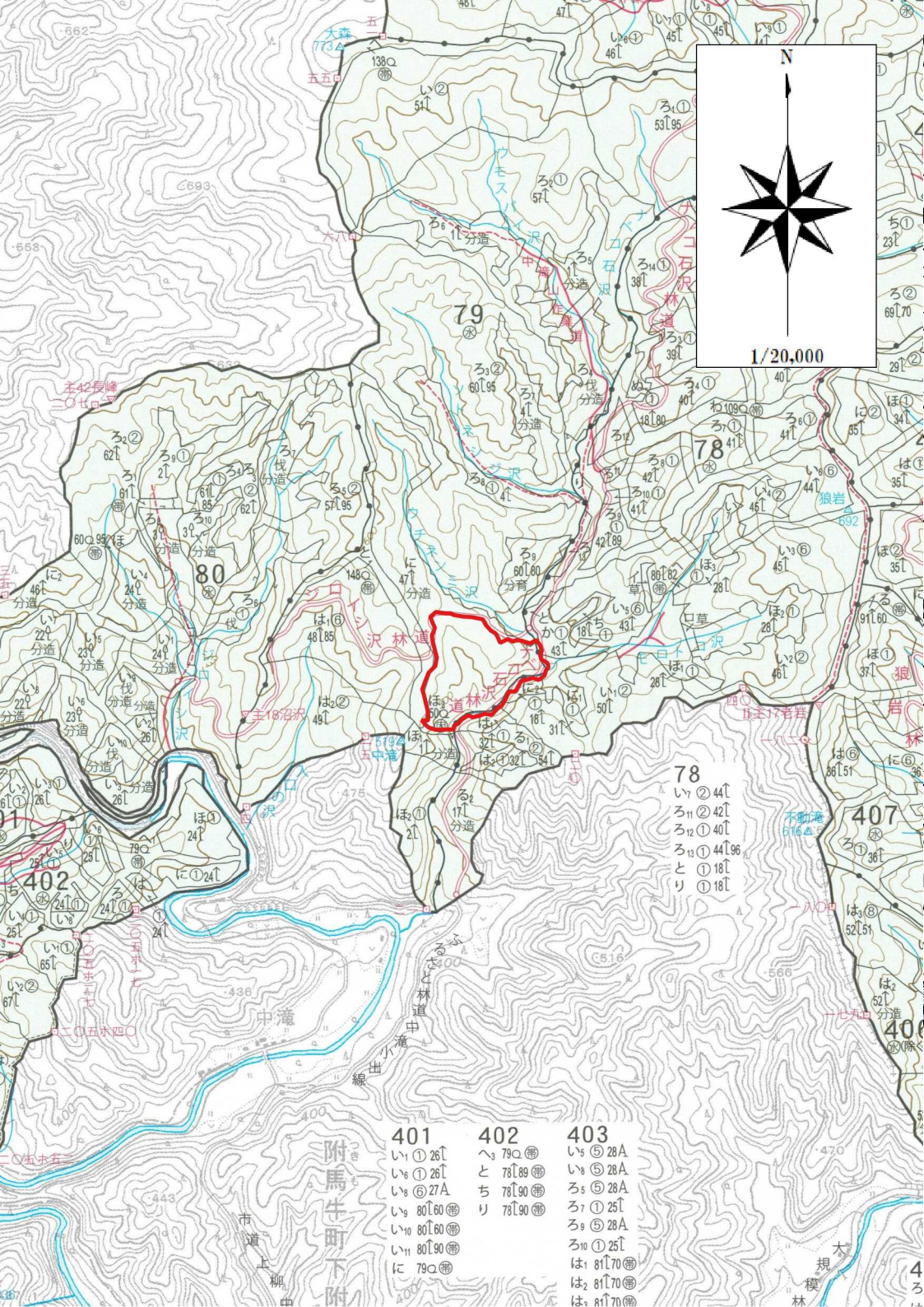
公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

岩手南部森林管理署遠野支署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積 (m³)					延納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
1	遠野市附馬牛町下附馬牛 中滝山国有林 79に林小班	分収造林	皆伐	9.07	54	スギ外	7,949	2,346.33		1,282.79	333.19	3,962.31	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
2	遠野市附馬牛町上附馬牛 千刈畑国有林 80に4林小班	分収造林	皆伐	3.99	31	コナラ外	9,569			19.53	370.33	389.86	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
3	遠野市附馬牛町上附馬牛 薬師国有林 92ろ16林小班①②③外1	なし	皆伐	20.62	54~56	カラマツ外	19,070	2,646.11	3,894.64	438.60	1,779.04	8,758.39	法令の定めるところにより認める。	36ヶ月
4	遠野市宮守町上宮守29地割 外野牧野官行造林 2に林小班外7	官行造林	皆伐	45.42	64~67	カラマツ外	25,443	977.86	8,151.05	307.74	903.60	10,340.25	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
	合計			79.10			62,031	5,970.30	12,045.69	2,048.66	3,386.16	23,450.81		

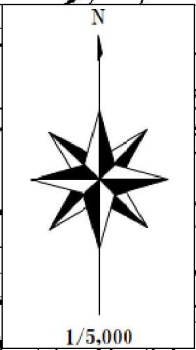
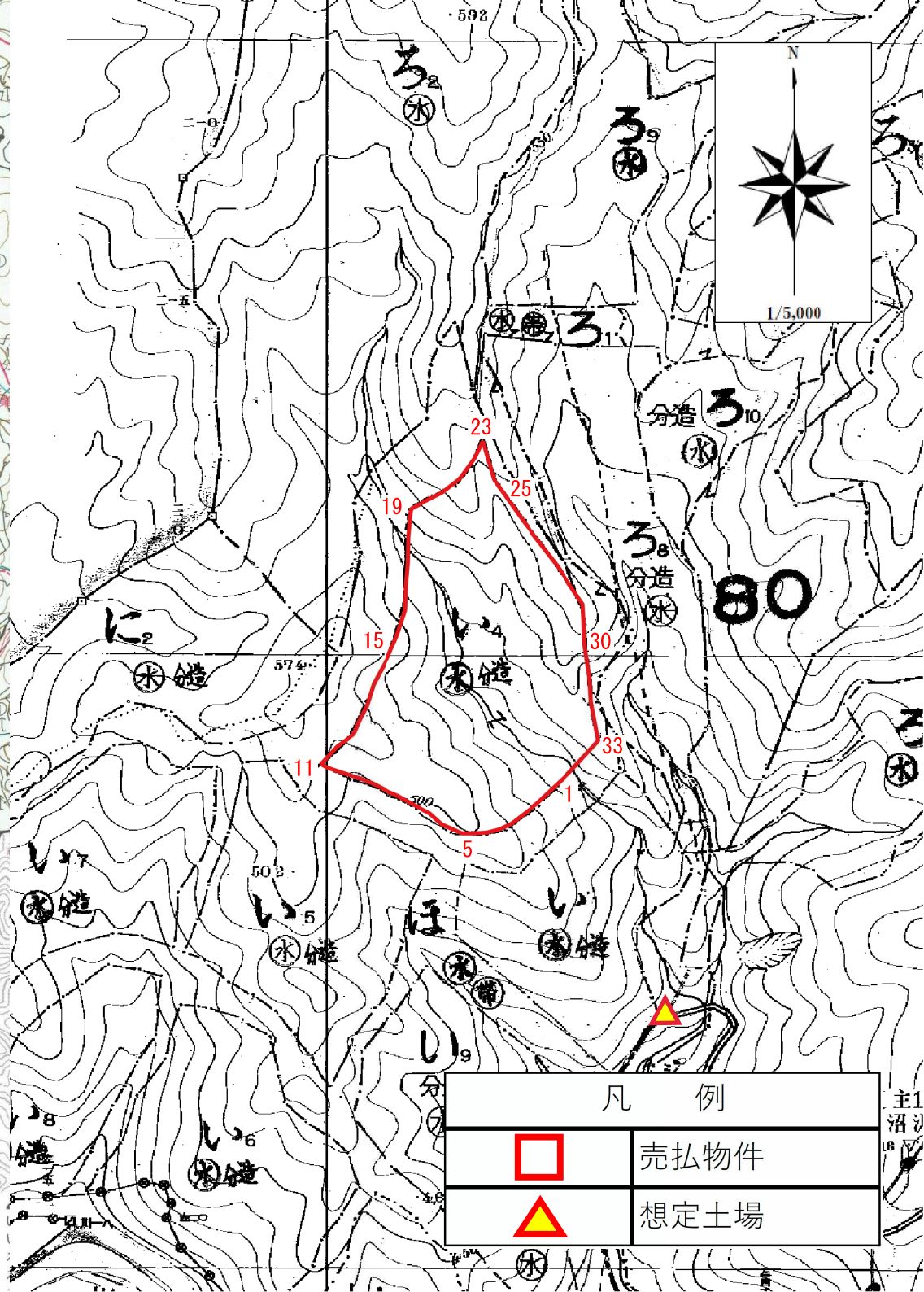
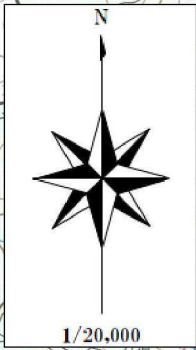
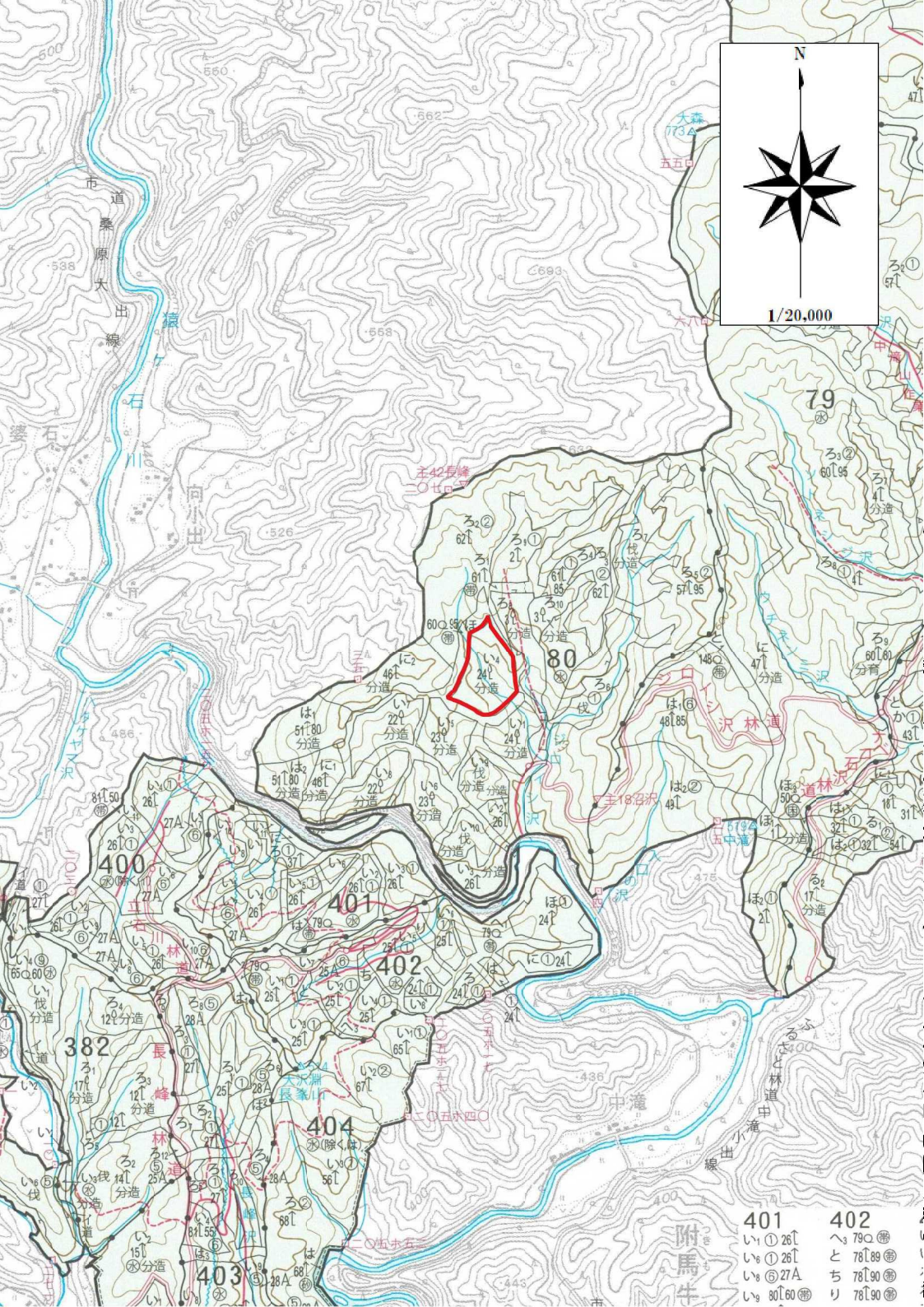
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)



入札番号	1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	中滝山国有林 79に林小班内	1. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：和野部分林組合振込にかかる費用は買受人が負担することとする）。 2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約80%） 3. 本箇所は「水源かん養保安林」であり、搬出等にあたっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は作業仕組計画書を売渡人に作業1か月前に提出し承認を受けるものとする。なお、売払い区域以外の保安林にかかわる場合も同様である。 4. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議・調整し承諾を得たうえで使用すること。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
						10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地法			スギ	生立木	一般材		273	1,745	1,001	181			3,200	2,346.33	30	20
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	低質材		255	109					364	97.32	18	15
面積 (ha)	9.07			アカマツ	生立木	一般材		397	848	432	54			1,731	1,050.01	26	21
林齢 (年)	54			アカマツNA	生立木	低質材		486	108					594	135.46	18	16
搬出期間 (ヶ月)	36			N 計				1,411	2,810	1,433	235			5,889	3,629.12		
契約関係	分収造林			その他広葉樹	生立木	低質材	488	1,139	415	18				2,060	333.19	16	13
分収林契約者	和野部分林組合			L 計			488	1,139	415	18				2,060	333.19		
分収割合	官2：民8																
法令制限、その他留意事項																	
保安林	水源かん養																
自然公園	—																
砂防指定	—																
車両制限	10 t																
マツクイ	被害地域 (遠野市)																
ナラガレ	—																
民地借用	—																
期間制限	—																
保残木	—																
植付	—																
(電離別)	—																
			計			488	2,550	3,225	1,451	235			7,949	3,962.31			



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	千刈畑国有林 80い4林小班	1. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：下附馬牛分収造林組合 振込にかかる費用は買受人が負担することとする）。 2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約70%） 3. 本箇所は「水源かん養保安林」であり、搬出等にあたっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は作業仕組計画書を売渡人に作業1か月前に提出し承認を受けるものとする。なお、売払い区域以外の保安林にかかわる場合も同様である。 4. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議・調整し承諾を得たうえで使用すること。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均		
10cm 以下	12~ 20cm					22~ 30cm	32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)			
調査方法	標準地法			アカマツNA	生立木	低質材	176	128						304	19.53	10	10
伐採方法	皆伐			N 計			176	128						304	19.53		
面積 (ha)	3.99			ミズナラ	生立木	低質材	48	32						80	2.89	8	10
林齢 (年)	31			コナラ	生立木	低質材	3,507	1,962	48					5,517	236.19	10	8
搬出期間 (ヶ月)	36			その他広葉樹	生立木	低質材	2,783	805	80					3,668	131.25	8	8
契約関係	分収造林			L 計			6,338	2,799	128					9,265	370.33		
分収林契約者	下附馬牛分収造林組合																
分収割合	官3：民7																
法令制限、その他留意事項																	
保安林	水源かん養																
自然公園	—																
砂防指定	—																
車両制限	10 t																
マツクイ	被害地域 (遠野市)																
ナラガレ	—																
民地借用	—																
期間制限	—																
保残木	—																
植付	—																
(電離別)	—																
			計			6,514	2,927	128					9,569	389.86			

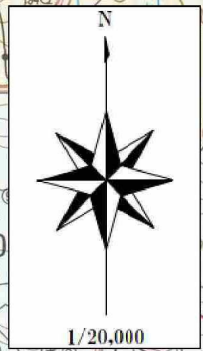
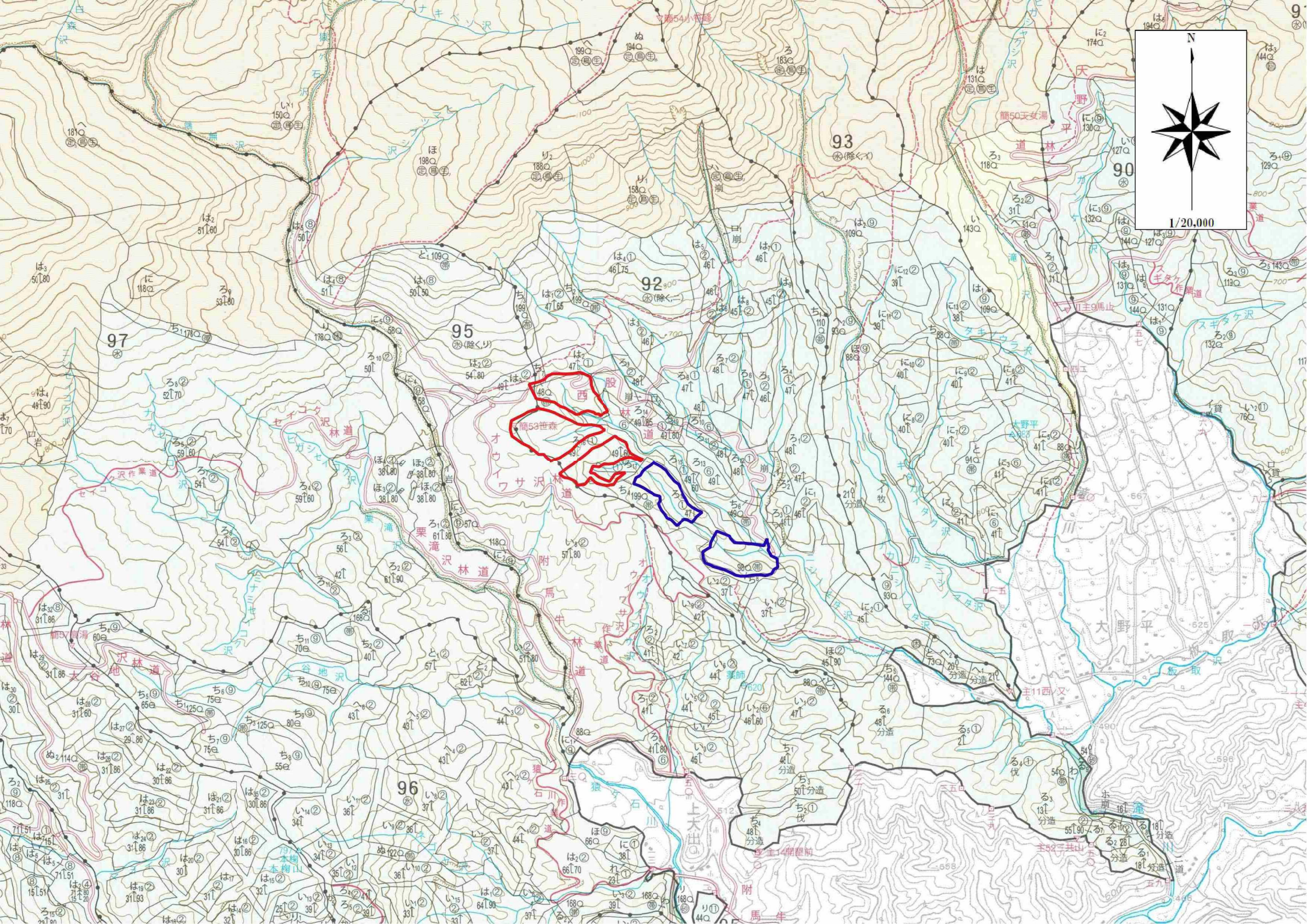


凡 例	
	売払物件
	想定土場

附馬牛
 401 い 26
 い 26
 い 27A
 い 80
 402 へ 79
 と 78
 ち 78
 リ 78

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	薬師国有林 92ろ16①②③ 林小班外1	1.本箇所は「水源かん養保安林」であり、搬出等にあたっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は作業仕組計画書を売渡人に作業1か月前に提出し承認を受けるものとする。なお、売払い区域以外の保安林にかかわる場合も同様である。 2.搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議・調整し承諾を得たうえで使用すること。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12~ 20cm	22~ 30cm	32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地法		スギ	生立木	一般材		1,047	2,329	840	75			4,291	2,646.11	26	21
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	93	394	89	30				606	125.21	16	14
面積 (ha)	20.62		カラマツ	生立木	一般材		1,091	2,910	1,532	187			5,720	3,894.64	28	22
林齢 (年)	54-56		カラマツNA	生立木	低質材		652	397	16				1,065	313.39	20	17
搬出期間 (ヶ月)	36		N 計			93	3,184	5,725	2,418	262			11,682	6,979.35		
契約関係	なし		その他広葉樹	生立木	低質材	1,255	3,656	1,871	574	32			7,388	1,779.04	20	14
分収林契約者	-		L 計			1,255	3,656	1,871	574	32			7,388	1,779.04		
分収割合	-															
法令制限、その他留意事項																
保安林	水源かん養															
自然公園	-															
砂防指定	-															
車両制限	10 t															
マツクイ	-															
ナラガレ	-															
民地借用	-															
期間制限	-															
保残木	-															
植付	-															
(電離別)	-															
			計			1,348	6,840	7,596	2,992	294			19,070	8,758.39		



97

95

92

93

90

96

480

490

470

460

450

440

430

420

410

400

390

380

600

500

400

300

200

100

50

0

50

100

150

200

250

300

350

400

450

500

550

500

400

300

200

100

50

0

50

100

150

200

250

300

350

400

450

500

550

600

400

300

200

100

50

0

50

100

150

200

250

300

350

400

450

500

550

600

650

300

200

100

50

0

50

100

150

200

250

300

350

400

450

500

550

600

650

700

200

100

50

0

50

100

150

200

250

300

350

400

450

500

550

600

650

700

750

100

50

0

50

100

150

200

250

300

350

400

450

500

550

600

650

700

750

800

0

50

100

150

200

250

300

350

400

450

500

550

600

650

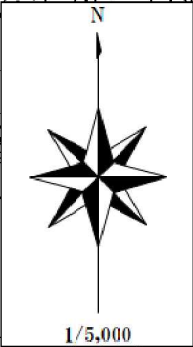
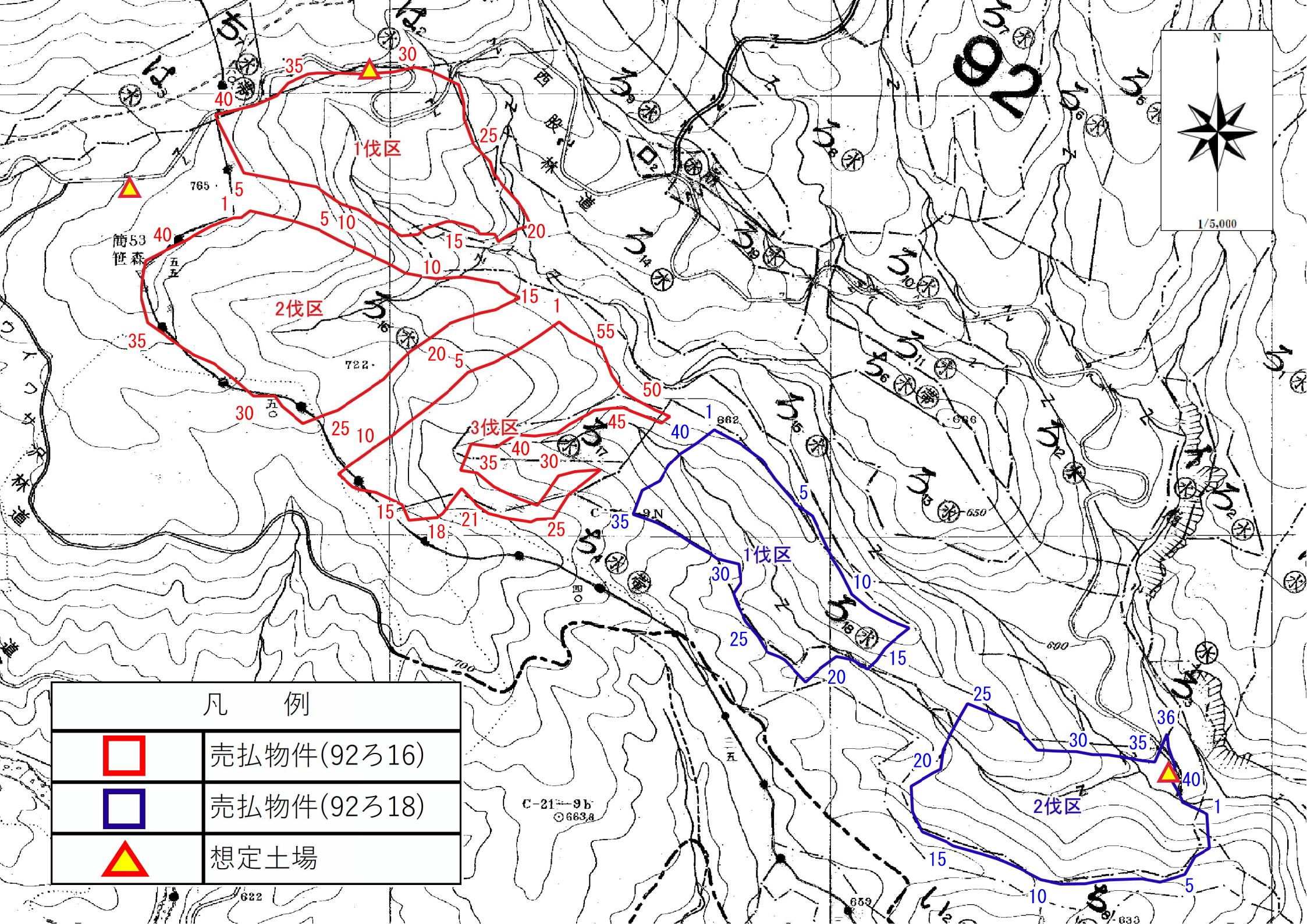
700

750

800

850

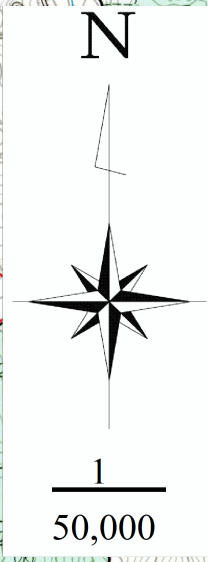
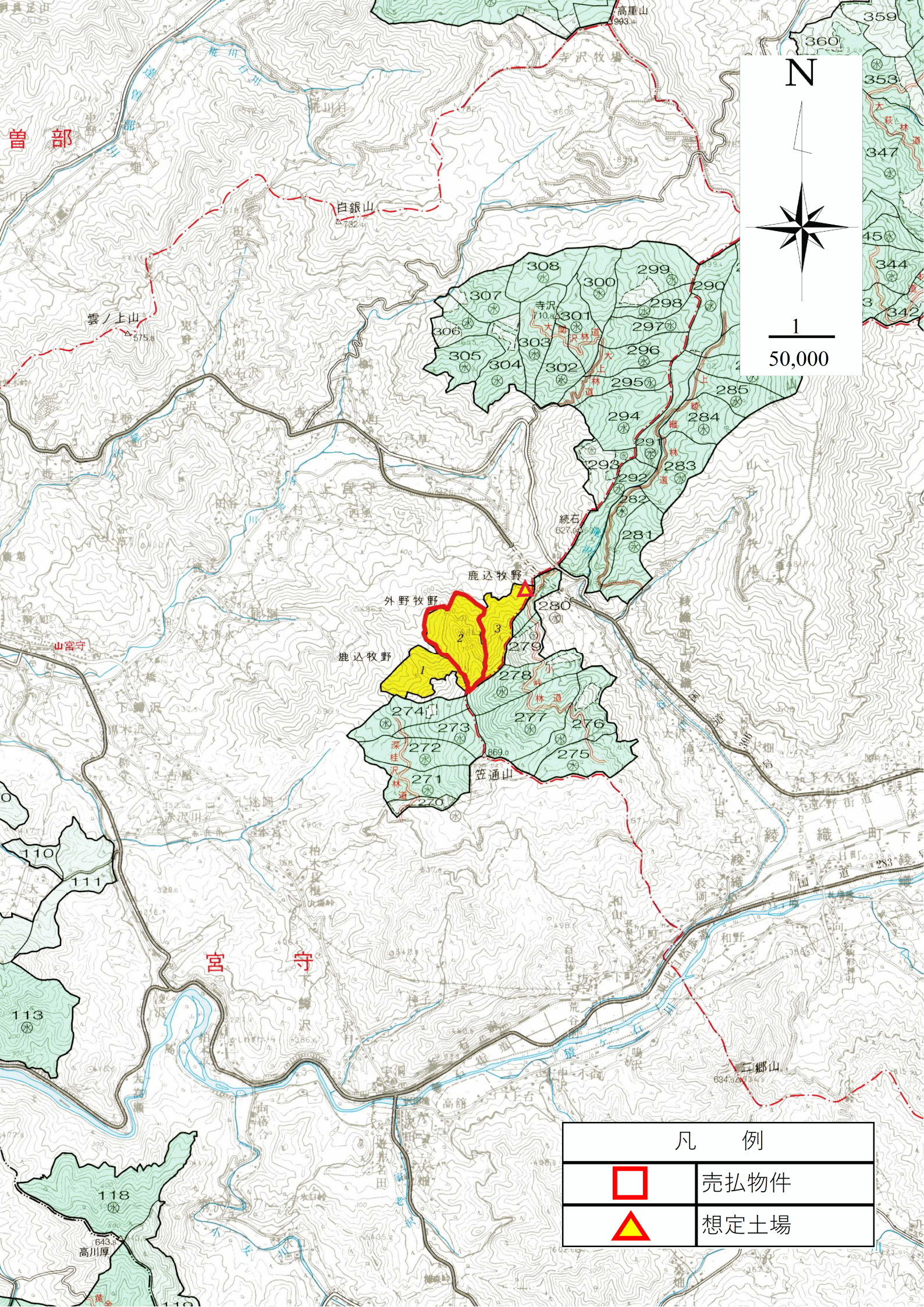
900

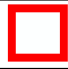


凡 例	
	売払物件(92ろ16)
	売払物件(92ろ18)
	想定土場

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	4	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	外野牧野官行造林 2い林小班外7	1. 本箇所は官行造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び官行造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：外野牧野農業協同組合 振込にかかる費用は買受人が負担することとする）。 2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の50%） 3. 搬出・土場敷にあたっては、別添図面に図示した土場敷を想定しており、通行等の承諾は得ているが、別ルートでの搬出を行う場合は、買受人で民地所有者と協議し承諾を得ること。 また、使用後に損傷等させた場合は買受人の責において、原状回復すること。なお、立木の伐採についての承諾は得ていない為、必要の場合は、民地所有者と協議すること。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
						10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地法			スギ	生立木	一般材			311	605	117			1,033	977.86	34	21
伐採方法	皆伐			カラマツ	生立木	一般材		1,658	6,036	4,067	548			12,309	8,151.05	28	19
面積 (ha)	45.42			アカマツ	生立木	一般材		57	311	96	19			483	261.48	26	19
林齢 (年)	64-67			カラマツNA	生立木	低質材		134						134	23.95	16	14
搬出期間 (ヶ月)	36			アカマツNA	生立木	低質材			38					38	22.31	28	19
契約関係	官行造林			N 計				1,849	6,696	4,768	684			13,997	9,436.65		
契約者	外野牧野農業協同組合			ク	生立木	一般材			133	19				152	74.51	26	19
分収割合	官5：民5			ミズナラ	生立木	一般材			270	19				289	112.67	24	18
法令制限、その他留意事項			ハンノキ	生立木	一般材			56					56	24.25	24	19	
保安林	—		イタヤカエデ	生立木	一般材				18				18	12.93	38	15	
自然公園	—		シナノキ	生立木	一般材			198	77				275	129.91	26	17	
砂防指定	—		その他広葉樹	生立木	一般材			19		18			113	48.18	28	15	
車両制限	10 t		その他広葉樹	生立木	低質材	6,468	4,056	19					10,543	501.15	10	8	
マツクイ	被害地域 (遠野市)		L 計			6,468	4,075	752	133	18			11,446	903.60			
ナラガレ	—																
民地借用	—																
期間制限	—																
保残木	—																
植付	—																
(電離別)	—																
			計			6,468	5,924	7,448	4,901	702			25,443	10,340.25			



凡 例	
	売払物件
	想定土場

曾 部

白銀山
5782.4

高重山
993.4

雲ノ上山
575.8

鹿込牧野

外野牧野

鹿込牧野

笠通山

宮 守

二郷山
634.6

110 111

113

118
高川厚
643.6

308 300 299 290
 307 301 298
 306 303 297
 305 304 302 296
 295 285
 294 284
 293 283
 292 282
 281

280
 279
 278
 277
 276
 275
 274
 273
 272
 271
 270

360

359

353

347

45

344

342

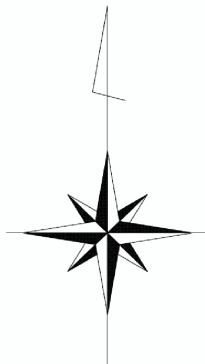
1
50,000

110 111

113

118
高川厚
643.6

N



1
5,000

